日常生活自立支援事業

※「すまいる」は事業の愛称です。

高齢者や障害者の方々か、安心して、美顔(スマイル)で、

自立した地域生活を送るために必要な支援を行います。

福祉サービスの利用のしかたが わからない



公共料金や医療費の支払い、 銀行などでの払戻しが うまくできない





このようなことで困っていま

せん

通帳やはんこ、 大切な書類を よくなくしてしまう



役所から届く書類を どうしたらいいのかわからない



ち ば けん こう けん し えん
十葉県後見支援センター
しゃかいふく しほうじん ち ば けんしゃかいふく し きょう ぎ かい
(社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会)

『すまいる』の日常生活自立支 援事業って?

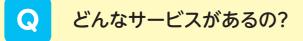
お金の管理が心配

どんな人が利用できるの?

☑ 高齢者、知的障害者、精神障害者などで、福祉サービスや日常生活に 必要なサービスを利用するための情報収集、判断を自分ひとりでする

ことが不安な方

☑ 預貯金の出し入れや公共料金 の支払いなど、お金の管理に 困っている方 など



「福祉サービス利用援助」を基本とし、必要に応じて「財産管理 サービス」「財産保全サービス」を組み合わせて支援します。

> 福祉サービスって 何があるんだろう?

福祉サービス利用援助

|祉サービスを愛心してご利用できるようにお主伝いします。

例えば、

- ●福祉サービスについての情報提供を受けられます。
- ●福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒 に考えながら手続きをします。
- ●福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度 を利用する手続きをお手伝いします。
- ●日常生活に必要な事務手続きをお手伝いします。
- ●役所から届いた手紙を説明したり、必要に応じて手続きを代 行します。

できないこと

買い物、掃除、保証人、入院や入所の代理契約など

定期的な訪問により、 生活変化の察知(見守り) も併せて行います。



財産管理サービス

オプションサービス

生活に必要なお金の出し入れをお手伝いします。

例えば、

- ●医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
- ●あなたの通帳から生活に必要なお金を定期的に払い出して お渡しします。また、預け入れすることもできます。
- ●財産管理サービスで使用する通帳は、社会福祉協議会へ預け ることもできます。

できないこと

 し さん うん よう かく てい しん こく さい む せい り

 資産運用、確定申告、債務整理など ※必要に応じて専門家へつなぎます。



通帳や年金証書を どこに置いたか忘れてしまう

オプションサービス

大切な書類や印鑑などをお預かりします。

お預かりできるもの

- ●年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、不動産登記識別情 報通知書、契約書類
- ●実印、銀行印
- ●その他社会福祉協議会が適当と認めた書類

※金融機関の貸金庫に保管します。

お預かりできないもの

宝石、骨董品、貴金属類、有価証券、現金など





あなたのまちの市町村社会福祉協議会(愛称:すまいる)がお手伝いします。

【日常生活自立支援事業の 利用から終了までの流れ】



そう だん 相談

お近くの市町村社会 福祉協議会(社協)に 困っていることがあれ ば気軽に相談してくだ さい。





訪問

社会福祉協議会の専 門員がご自宅、施設、 入院先などを訪問しま す。闭っていることなど をお聞きし、契約能力 や利用意思を確認しま



3

契約締結審査会

県社会福祉協議会が設 置する「契約締結審査 会」では、法律、医療・ 福祉の分野の専門家が 利用者の契約にあたっ ての判断能力の有無、 支援内容が適している かどうかの審査を行い ます。



支援計画作成•

契約

ご本人の希望を確認し ながら、専門員が支援 計画を作ります。その計 画でよろしければ市町 村社会福祉協議会と契 約を結びます。



5

支援の開始

担当の生活支援員(ま たは専門員)が支援計 画に基づいて定期的に 訪問し、福祉サービス 利用援助や、預貯金の 出し入れ、支払代行を します。また、大切な書 類などをお預かりしま



6

ひょう か **評価**

契約して一定期間後、 契約継続の意思確認と 判断能力についての評 価を行います。また、実 施しているサービスが 利用者の状況に適した ものであるか定期的に 評価も行います。



無料(むりょう)

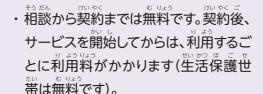
専門員

ご本人の生活状況を確認して契約 までの調整を行い支援計画を作り ます。また、関係機関との調整や生 活支援買への指導も行います。



生活支援員

一定の研修を受けた社協の職員で す。利用者宅を定期的に訪問し、支 援を行います。



りょうりょう

利用料は、1回のご利用で概ね1,500円 程度です(別途交通費がかかる場合が あります)。市町村ごとに料金が異なり ますので、詳しくはお近くの各市町村 社会福祉協議会へお問い合わせくださ

愛心してご利用いただくために

運営適正化委員会

この事業への苦情は事業担当者か、千葉県後見支援 センター、または外部の有識者で構成される「千葉県 運営適正化委員会」へご相談ください。

運営適正化委員会では、苦情解決に向けた必要な助 言・調査等を行います。

043-246-0294

※契約の終了について

有料(ゆうりょう)

- ・利用者からの解約申出により契約を終了することが
- なお、その後の生活に困らないよう終了後の生活に ついて検討をします。
- ・利用者が契約能力を失った場合など、社会福祉協議 会から解約することがあります。その場合は、成年後 見制度へつなぐなどの配慮をします。
- ・利用者が死亡した場合は契約終了になります。
- ・解約にあたっては、契約締結審査会で審査や報告をし ます。



生活を支え、財産を守るための

成年後見制度

成年後見制度って、なほ?

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。将来の判断能力が衰えた時に備える 任意後見制度と、判断能力が衰えてから利用する法定後見制度に分けられます。

判断能力が不十分になってから

法定後見制度

本人の判断能力が不十分な状態にある場合に、本人または配偶者、四親等内の親 族や市町村長の申立てなどによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者 (成年後見人・保佐人・補助人)に選任する制度です。

また、支援者を監督する監督人が選任されることもあります。

本人の判断能力の 程度に応じて

後見

ほとんど判断能力がない方

保佐 判断能力が著しく不十分な方 補助

はんだんのうりょく ふじゅうぶん かた 判断能力が不十分な方

3つの類型に分かれます

成年後見人等

(成年後見人・保佐人・補助人)

の権限

成年後見人

- ・成年後見人が同意又は取り消すことが できる行為
- ⇒原則としてすべての法律行為*1
- ・成年後見人が代理することができる 行為
- ⇒原則としてすべての法律行為※

保佐人

- ・ 保佐人が同意又は取り消すことができ る行為
- ⇒借金、相続の承認など、民法13条第1項 記載の行為のほか、申立てにより裁判 所が定める行為※1
- ・保佐人が代理することができる行為 ⇒申立てにより裁判所が定める行為*2

補助人

- 補助人が同意又は取り消すことができ る行為
- ⇒申立てにより裁判所が定める行為**1**3
- ・補助人が代理することができる行為 ⇒申立てにより裁判所が定める行為**2
- ※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。
- ※2 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
- ※3 民法13条第1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。
- ※補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

法人

どんな人が成年後見人等になるの?

親族



主に法律や福祉の



主に福祉関係の



市民後見人



判断能力が不十分になる前に

任意後見制度

本人の判断能力があるうちに将来の判断能力の低下に備え、任意後見人となる 人(親族や専門職など)を自分で決め、支援してもらう内容について契約し、公証役 場で公正証書を作成しておきます。

実際に本人の判断能力が不十分になったときは、家庭裁判所が任意後見監督人 を選任し、その監督のもとで任意後見人が支援を行う制度です。

任意後見人へ 委任できること

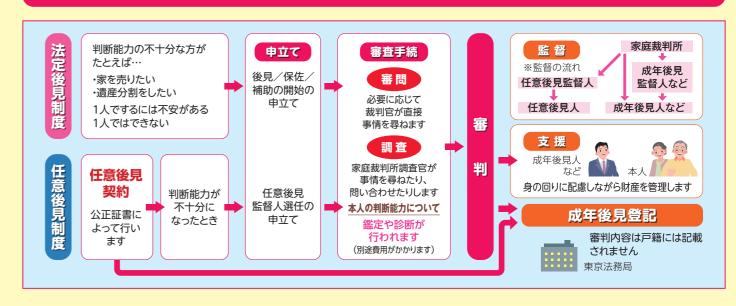
「財産管理に関する法律行為」

- 「身上保護に関する事務」
- ●本人の預貯金の管理・払戻し ●不動産等の重要な財産の処分 など
 - ●介護サービスの契約締結
 - ●福祉関係施設への入所契約締結 など

当事者間の合意によって、法律の趣旨に反しない限り、自由に委任する事務の内容を決めることができます。

※仟意後見契約で定めた範囲内で代理することはできますが、本人が締結した契約を取り消すことはできません。

申立て手続きの流れ



成年後見制度に関する問い合わせ先

- まずは各市町村の相談担当窓口、中核機関、地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。
- 申立等、手続きや必要書類については家庭裁判所へ

			管 轄 区 域		
千葉	千葉家庭裁判所		千葉市全区·習志野市·市原市·八千代市	043(333)5321	
	//	市川出張所	市川市·船橋市·浦安市	047(336)3003	
	//	佐倉支部	佐倉市·成田市·四街道市·八街市·印西市·白井市·富里市·印旛郡	043(484)1243	
	//	一宮支部	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡	0475(42)3531	
	//	松戸支部	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市 047(313)0		
	//	木更津支部	木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市	0438(22)3775	
	//	館山支部	館山市·鴨川市·南房総市·鋸南町	0470(22)2273	
	//	八日市場支部	銚子市・旭市(旧干潟町を除く)・匝瑳市・東金市・山武市・大網白里市・多古町・山武郡	0479(72)1305	
	//	佐原支部	旭市(旧干潟町のみ)・香取市・神崎町・東庄町	0478(52)3040	

■ 成年後見人等を専門職に依頼することを検討している場合や、手続支援の相談は各専門職団体の相談窓口へ

千葉県弁護士会(高齢者・障がい者支援センター)	043(227)8431 (代表)
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	043(301)7831(代表)
一般社団法人千葉県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ千葉」	043(238)2866 (代表)
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 千葉県支部	043(221)4192
千葉県税理士会 成年後見支援センター	043(242)6323
一般社団法人社労士成年後見センター千葉	043(307)5830

■ 任意後見契約について

千葉公証役場 043(224)1408

■ 成年後見登記について

東京法務局民事行政部後見登録課 03(5213)1360







BURELLO ON SELECTION OF THE PROPERTY OF THE PR



THE SECOND CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROP



担当します

	市町村社協	電話
	千 葉 市	043-209-6000
千	習志野市	047-452-4161
葉	市原市	0436-26-6200
	八千代市	047-483-3021
	市川市	047-711-1421
	船橋市	047-431-7560
	松戸市	047-368-0349
東	野田市	04-7124-3939
葛	柏市	04-7165-1144
飾	流山市	04-7159-4735
	我孫子市	04-7184-1539
	鎌ヶ谷市	047-444-2231
	浦安市	047-355-5315
	成田市	0476-27-7755
	佐倉市	043-484-0698
	四街道市	043-422-2945
ED	八街市	043-443-0748
	印 西市	0476-42-0294
旛	白井市	047-492-5713
	富 里 市	0476-92-2451
	酒々井町	043-496-6635
	栄 町	0476-95-1100
	香 取 市	0478-54-4410
香	神崎町	0478-72-4031
取	多古町	0479-76-5940
	東庄町	0478-86-4714

	市町村社協	電話
海	銚 子 市	0479-24-8189
	旭 市	0479-57-5577
匝	匝 瑳 市	0479-67-5200
	東金市	0475-52-5198
	山 武 市	0475-82-7111
山	大網白里市	0475-72-1995
武	九十九里町	0475-70-3163
	芝 山 町	0479-78-0850
	横芝光町	0479-80-3611
	茂原市	0475-23-4333
	一 宮 町	0475-42-3424
長	睦沢町	0475-44-2514
生	長 生 村	0475-32-3391
土	白 子 町	0475-33-5746
	長 柄 町	0475-30-7200
	長 南 町	0475-46-3391
	勝浦市	0470-73-6101
夷	いすみ市	0470-87-8857
隅	大多喜町	0470-82-4969
	御宿町	0470-68-6725
	館山市	0470-24-0294
安	鴨川市	04-7093-5000
房	南房総市	0470-29-3729
	鋸南町	0470-50-1174
	木更津市	0438-22-6226
君	君 津 市	0439-55-0454
津	富津市	0439-87-9611
	袖ケ浦市	0438-63-3877

【担当者連絡先】



千葉県後見支援センター

(社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5F

TEL 043-204-6012 FAX 043-204-6013 E-mail smile@chibakenshakyo.com

[受付日時] 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後5時

最新情報は二次元コードから



千葉県後見支援センターホームページ二次元コード ▶